

平成三十年三月十六日受領
答弁第一三〇号

内閣衆質一九六第一三〇号

平成三十年三月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員森山浩行君提出公文書の偽造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員森山浩行君提出公文書の偽造に関する質問に対する答弁書

一について

犯罪の成否については、捜査機関が収集した証拠に基づいて個々に判断すべき事柄であるため、一概に
お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「公文書を作成する権限のある者が公文書を偽造・変造・虚偽作成した事例（事件）」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。